

1

2

①身体的拘束等の適正化の推進

社保審資料P51

新設

地通 赤本P507

認テ 赤本P549

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合**を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 沖縄市独自基準
- 上記記録は**5年間**保存しなければならない。



3

身体拘束とは？

- 身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」です。
- 身体拘束は、本人の行動を、当人以外の者が制限することであり、当然してはならないことです。
- 緊急やむを得ない場合であっても、当人以外の者が、本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。

（「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」より抜粋）



4

身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為の例

- ① 徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやベッドからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

あくまで例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要

5

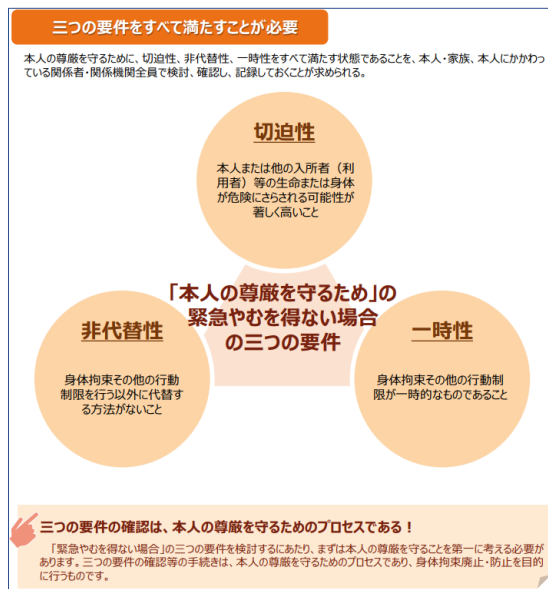
「緊急やむを得ない場合」の要件

当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合



< 適正な手続きを経た身体拘束 >

- ・「本人の尊厳を守る」ために行う。
- ・「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たすかどうかを組織等で話し合い、かつ、それらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと。



6

参考：「高齢者虐待防止の基本」（厚労省資料）より抜粋

◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為（※1） ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など
	② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など
	③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制

7



参考（厚生労働省資料）

- ・介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>



- ・高齢者虐待防止の基本

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001092088.pdf>

- ・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

8



②外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

社保審資料P118

- 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

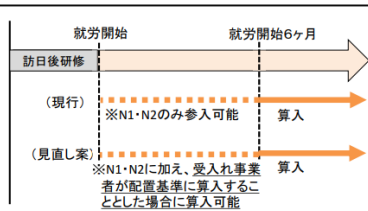
イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



9

参考

●参考資料 2－1

「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について

●参考資料 2－2

「「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について」の一部改正について

10

③管理者の責務及び兼務範囲の明確化

社保審資料P119

地通

赤本P500

認定

赤本P538

	管理者の配置要件
原則	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 ※認知症対応型通所介護のみ 「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していること。
兼務できる要件	①当該事業所の従業者としての職務に従事する場合。 ②同一敷地内にある同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。 (他の事業所、施設等の事業の内容は問わない)

※当該事業所の管理業務に支障がない場合に限る。

11



管理者業務に支障があると考えられるもの 解釈通知 (新たに例示)

- 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合
- 併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く）
- 事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所に駆け付けることができない体制となっている場合

12



管理者の責務

地通 赤本P509

認デ 赤本P551

介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるための必要な指揮命令を行う

①管理者は、当該事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

②管理者は、事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

13



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

• Vol.1 問184

● 参考資料 3

介護事業所・施設の管理者向けガイドライン

https://www.espa.or.jp/surveillance/pdf/surveillance/r01/r01_01report_img_09.pdf

14



④豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

地
通

青本P596

認
テ

青本P635

社保審資料P11

<所要時間による区分の取扱い>

現に要した時間ではなく、計画に位置づけられた内容の通所介護等を行うための標準的な時間によること。

実際の通所介護等の提供が計画上の所要時間よりも、**やむを得ず**短くなった場合

計画上の単位数を算定して差し支えない

利用者の心身の状況
(急な体調不良等)

+

積雪等をはじめとする
急な気象状況の悪化等

※注意事項

計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

15



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

• Vol.1 問64

16

⑤入浴介助加算の見直し

社保審資料P89・90

<入浴介助加算（Ⅰ）>



<入浴介助加算（Ⅱ）> 入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加えて



※ 黒字下線部 → 留意事項通知やQ&Aで示している内容を告示に明記した部分。赤字 → 新規追加部分。

90

17

	算定要件
入浴介助加算（Ⅰ） 40単位／日	- 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 - 入浴介助を行う職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
入浴介助加算（Ⅱ） 55単位／日	入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加えて、 - 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。 - 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。 - 上記の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。

18



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

• Vol.1 問60～問63

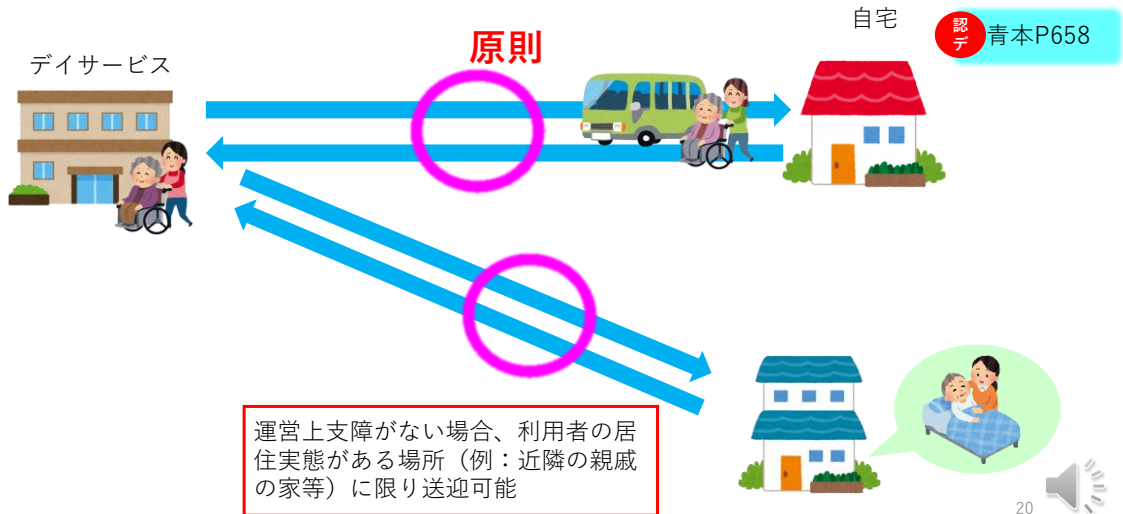


19

⑥送迎に係る取扱いの明確化

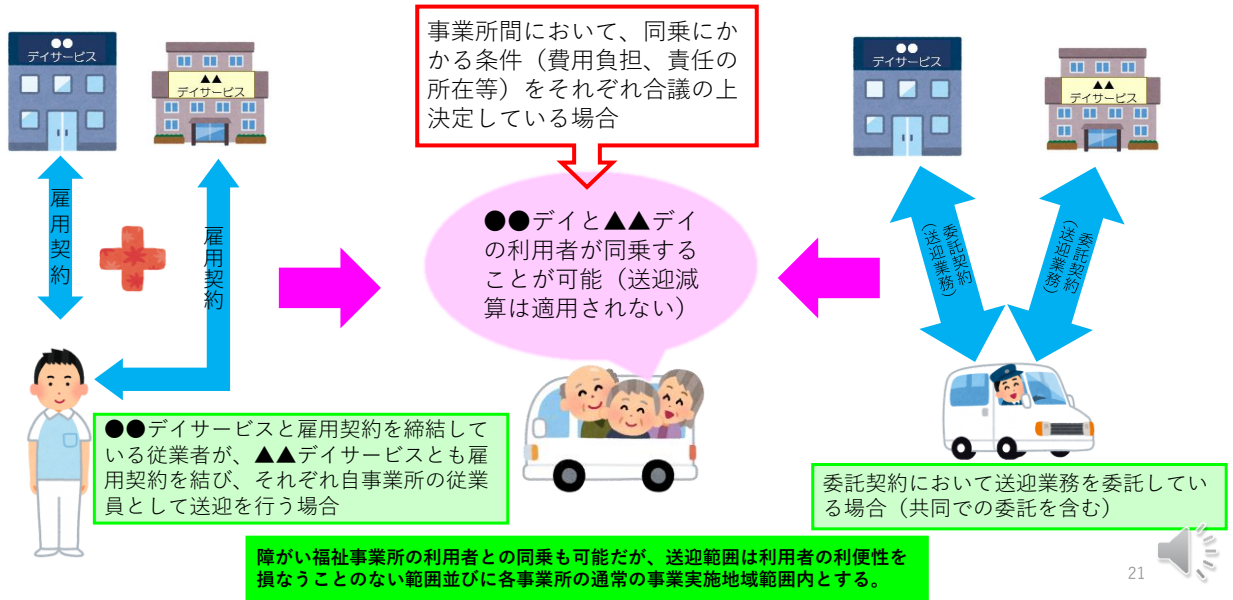
社保審資料P153

(1) 送迎の範囲について



20

(2) 他介護事業所（障がい福祉事業所）利用者との同乗について



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

• Vol.1 問65～問67

⑦認知症加算の見直し（地密通所のみ）

社保審資料P55

地密 青本P614

	算定要件
認知症加算 (60単位/日)	指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
	指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 100分の20 100分の15以上 であること。
	指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。
	当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。（新設）

23



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

- Vol.1 問17～問24
- Vol.3 問4

24

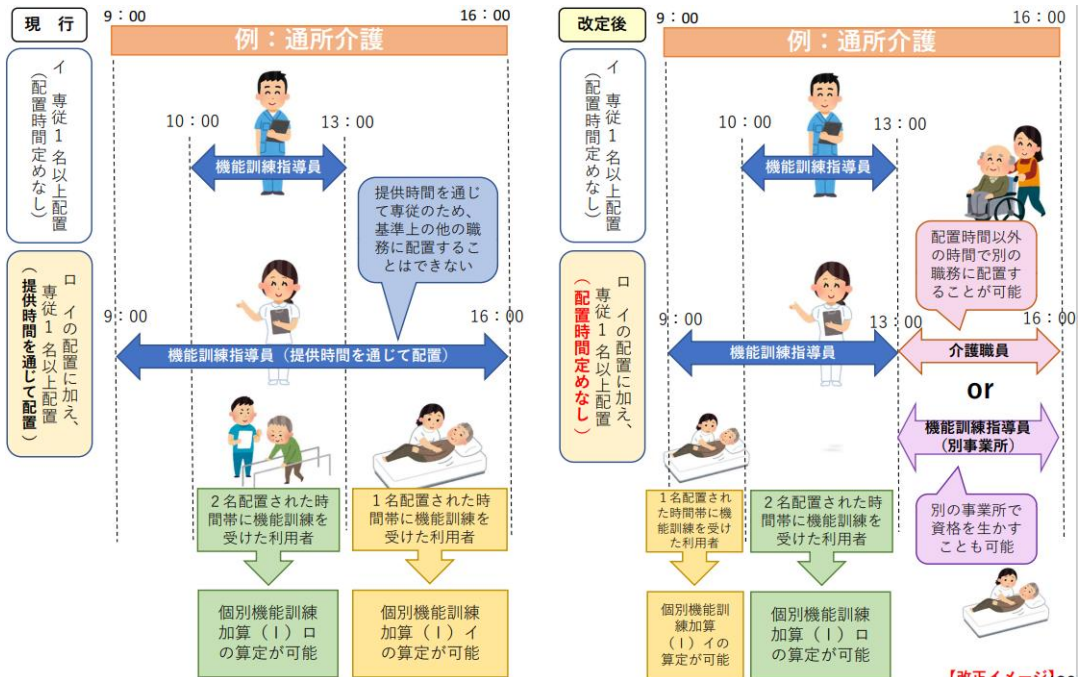
⑧個別機能訓練加算の人員配置要件緩和 及び評価の見直し（地密通所のみ）

社保審資料P125

地通 青本P610

個別機能訓練加算	機能訓練指導員の配置要件	算定単位数
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	①専従の機能訓練指導員（理学療法士等）を1名以上配置。	5.6単位/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	①専従の機能訓練指導員（理学療法士等）を1名以上配置。 ②①で配置された理学療法士等に加えて、専従の機能訓練指導員（理学療法士等）をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置。 ※配置時間の定めなし	8.5単位/日 7.6単位/日

25



26





令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

• Vol.1 問53～問58



27

⑨リハビリテーション・個別機能訓練・口腔管理・栄養管理に係る一体的計画書の見直し

社保審資料P70

リハビリテーション・機能訓練、
口腔、栄養に係る一体的計画書



- ・記載項目の整理
- ・LIFE提出項目を踏まえた様式への見直し

参考資料 4

「リハビリテーション・個別機能訓練・栄養、口腔の実施及び一体的取組について」
(令和6年3月15日付 老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号)



28

<様式等>

- ・厚生労働省ホームページ（令和6年度介護報酬改定について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

（リハビリテーション・機能訓練、栄養、口腔の一体的取組に関する通知）



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

- ・Vol.1 問91
- ・Vol.7 問3
- ・Vol.10 問1



29

⑩科学的介護推進体制加算の見直し

社保審資料P97～101

変更点	
LIFEへのデータ提出頻度	少なくとも6月に1回 3月に1回
その他（LIFE関連加算共通）	・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする。

●参考資料5

「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

（令和6年3月15日付 老老発0315第4号）



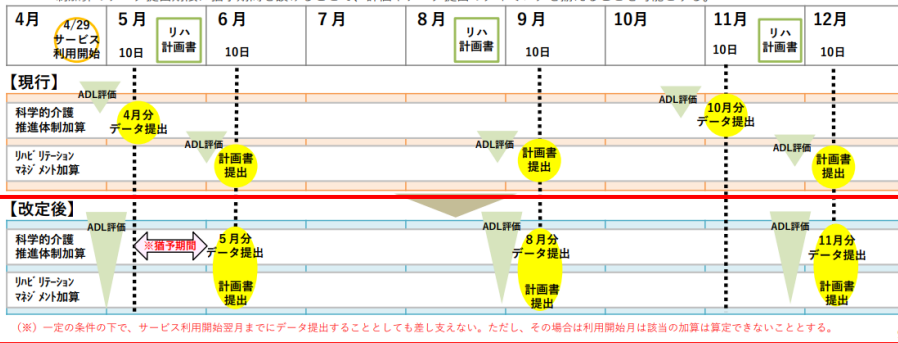
30

LIFEへのデータ提出頻度の見直し（イメージ）

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力求めている加算もあれば、サービス利用開始後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末よりサービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下で、提出期限を猶予する。

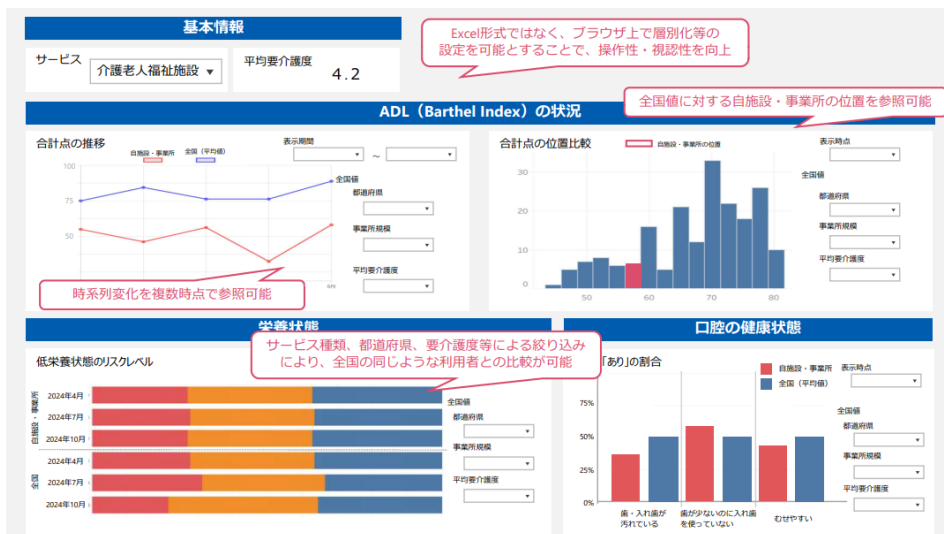
例：同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- ・ 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなり、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- ・ これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



31

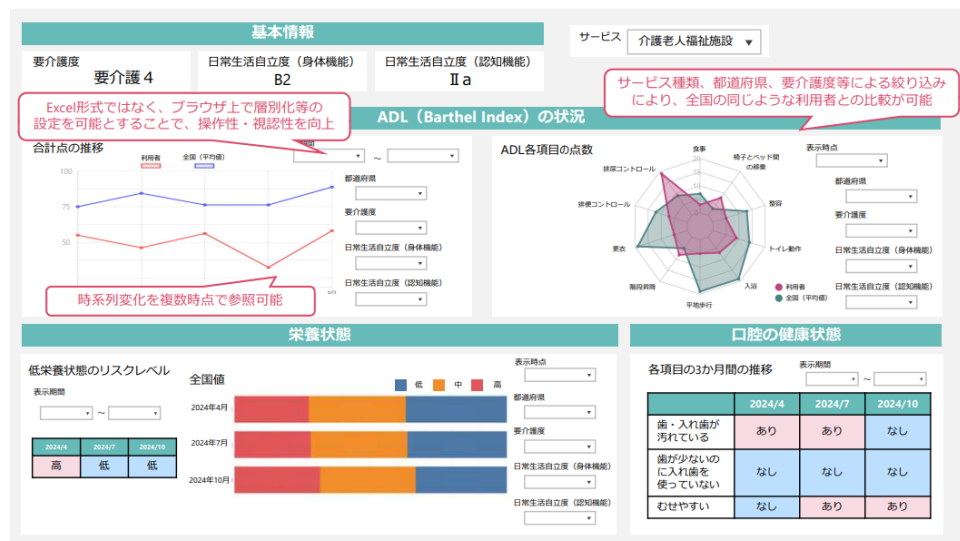
LIFEのフィードバック見直しイメージ（事業所フィードバック）



各施設・事業所において実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、取組の効果や自施設・事業所の特徴の把握へ活用

32

LIFEのフィードバック見直しイメージ（利用者フィードバック）

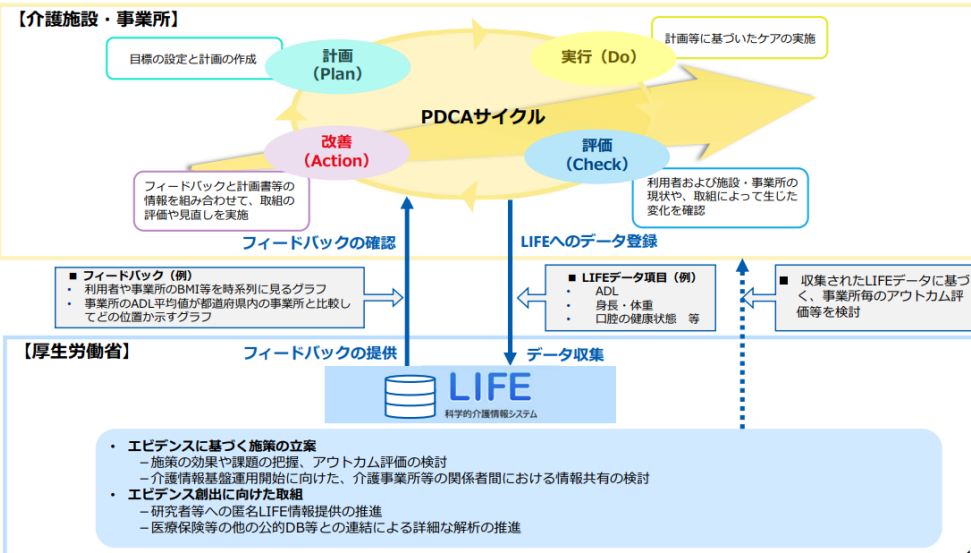


各利用者に対して実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国のような利用者との比較を組み合わせ検討することで、取組の効果や利用者の特徴の把握へ活用

33

LIFEを活用した取組イメージ

- 介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータも活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けたLIFEデータの研究利活用を推進する。



101

34

<様式等>

- ・厚生労働省ホームページ（令和6年度介護報酬改定について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

（LIFEに関する通知）



令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

- ・Vol.1 問171～175
- ・Vol.7 Vol.1問97修正
- ・Vol.10 問4



35

⑪ADL維持等加算の見直し

社保審資料P103

地
通

青本P613

認
デ

青本P646

ADL維持等加算	変更点
ADL維持等加算（Ⅰ）	初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者の場合や他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者の場合のADL維持等加算利得の計算方法を簡素化。
ADL維持等加算（Ⅱ）	
	評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2.3以上であること。

●参考資料5

「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 P3

（令和6年3月15日付 老老発0315第4号）



36

<様式等>

- 厚生労働省ホームページ（令和6年度介護報酬改定について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

（LIFEに関する通知）



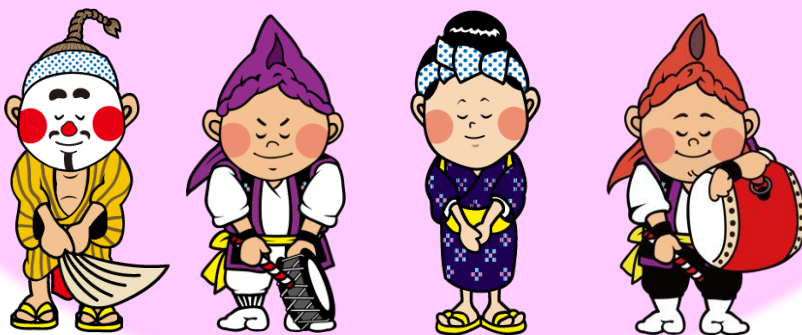
令和6年度介護報酬改定に関するQ&A

- Vol.1 問176



37

ご清聴、ありがとうございました。



38